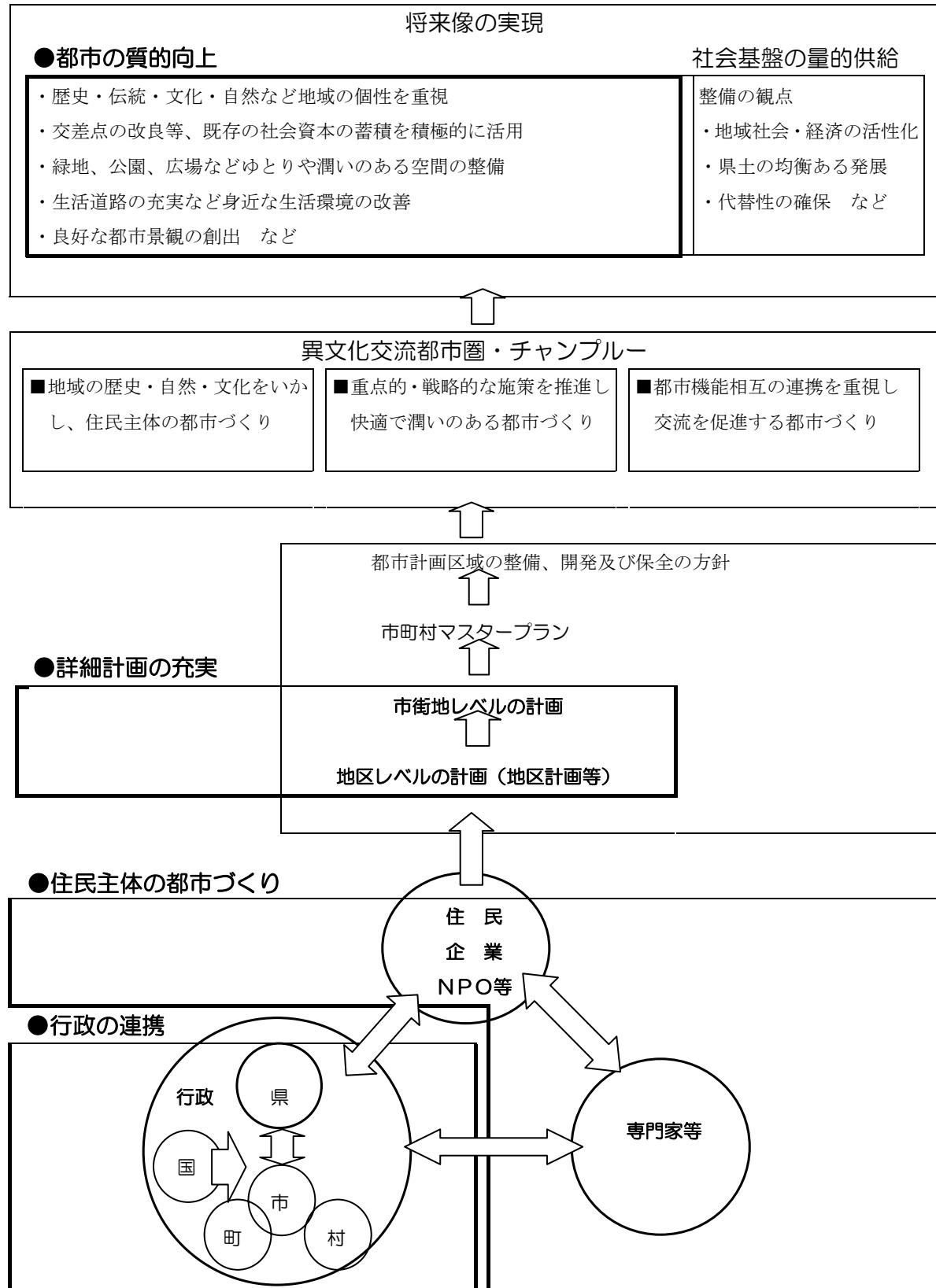


V 将来像の実現に向けて

●将来像の実現に向けての枠組み



●は各区域共通、◎は区域ごとの特徴や住民意見を反映

◎都市の質的向上～区域区分（線引き）導入に向けて～

都市は、住民の日常的な生活や活動の場であり、行政による公共施設の整備や民間の建築行為等により長期間にわたりその機能を維持し、持続的に成長・発展することによって、歴史的・文化的な価値とともに品格や風格が備わっていくものと考えられます。

一方、これまででは、人口の増加に対応した新市街地の形成を中心に都市づくりを進めてきたことから、既成市街地においては、人口減少地区がみられるなど、地域共同体の維持が難しく、地域の伝統や文化の継承が困難な状況にあります。

とりわけ、人口増加が顕著な本区域では、規制が緩やかな用途白地地域への無秩序な外延化が進行し、また既成市街地内には低・未利用地が増加するなど、薄く広がる市街地が形成されてきました。この全国的な傾向でもある薄く広がる拡散型の都市構造は、高齢者などの生活利便性の低下、後追い的なインフラの整備・維持管理コストの増大、環境負荷の増大など、様々な問題を引き起こすことが懸念されます。

また、さらなる社会資本整備の重点化・効率化が必要な今後は、既に形成された市街地をどうするか、つまり、新市街地の形成から既成市街地における身の回りの生活空間の質的向上に視点を移す必要があり、そのためには、道路や公園、公共公益施設等の生活に密着した社会資本の蓄積を有効活用し、緑の充実によるゆとりや潤いの空間やポケットパーク等の整備による憩いの空間の創出、自然環境資源の魅力向上などへの重点投資が特に重要です。

このように、既成市街地の質的向上とともに貴重な自然環境を保全し、効率的な都市経営を実現するためには、人口増加が予想される本区域においては、無秩序な外延化に歯止めをかけることが極めて重要と考えられます。

今後は、区域区分（線引き）の導入に向けて、住民や関係市町村とさらに検討を積み重ねていくこととしますが、その間も、無秩序な市街地の外延化への対応が必要であることから、用途白地地域における建築物の建ぺい率、容積率等の建築形態規制の見直しや開発許可対象面積の引き下げ、特定用途制限地域や風致地区の指定、さらには、景観法の活用など、用途白地地域の秩序ある土地利用を図るための多様な施策の展開を検討することとします。

●詳細計画の充実

他方、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、一の市町村を越えた広域的な観点から都市計画のおおまかな方向性を示すものであることから、身の回りの生活空間の質的向上には詳細計画の充実が求められます。すなわち、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、市町村マスターplan）」において、住民に対し、市町村ごとの都市計画の方針を明確に示すとともに、住民にとってより身近でわかりやすい都市づくりを進めるため、市町村マスターplanで定める市町村の全体構想や地域ごとの地域別構想を「中心市街地戦略」などの市街地整備や地区計画などの詳細計画の積み重ねによって実現していくことが重要です。

都市の質を図る上で重要な都市環境についても同様に、「沖縄県広域緑地計画」を基本

とする広域的な緑地等の整備方針を市町村ごとに「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を定め、補完するなどの住民に身近な詳細計画によって充実が図られ、さらに、都市づくりへの住民の関心を高めるとともに、参加を促すことにつながるものと考えられます。

さらに、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があります。各市町村が景観行政団体に移行し、地域らしさを活かした市町村独自の「景観計画」を策定し、魅力ある街並みや自然景観、田園景観等の地域特性に応じた景観形成を促進することも都市づくりにおいて重要です。

このような住民合意のもとに策定される詳細計画は、生活道路などの身近な生活環境の改善や良好な住環境の形成、統一感のあるまちなみ景観の創出などを可能にするものであるとともに、その作成過程で市街地像を共有することが地域共同体の醸成にも役立つものと期待され、その地域共同体の存在は都市の質を図る一つの指標になるものとも考えられます。

今後は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市町村マスターPLANの整合はもとより、地区計画などのより詳細な計画を整合させて、都市の質的向上を図るとともに、広域連携による一体的な都市づくりを進め、魅力的で良好な都市空間を実現させていくことが重要です。

●住民主体の都市づくりへ

個性的で魅力ある都市を実現するためには、都市づくりの情報を共有する場を積極的に設け、住民の都市づくりに対する意識を高めるとともに、地域主体の都市づくりを浸透させていく必要があります。すなわち、地域住民や都市計画の専門家、NPO法人、民間企業、大学、ボランティアなど、行政とあらゆる主体が手を取り合う都市づくりの展開とともに、都市計画の提案制度等を活用した地域で合意形成し、提案する地域提案型の都市づくりへ転換を図ることが求められます。

●市町村相互の連携、県と市町村の連携の強化

さらに、行政は都市計画に対する理解と協力を促す普及・啓発・支援と併せ、都市づくりの構想・計画策定の各段階をはじめ、あらゆる場面で住民に積極的に情報を開示・提供し、説明責任を果たして都市づくりの意識を醸成していくと同時に、住民が常に都市づくりに関われる環境を整備していくかなければなりません。

特に、地方分権の中での都市づくりは市町村が主体であることから、市町村は、効率的な都市運営や多様な住民の要求に的確に対応していくために、次世代に残すべき貴重な自然環境の保全・活用や公共施設等の設置・運営などで広域連携や市町村合併を視野に入れた取り組みを強化する必要があります。

また、県は、将来像に寄与するよりよい都市の実現のために、市町村の主体的な取り組みを尊重し、支援しつつ、広域的な課題に対応した都市づくりを「選択と集中」によって進める役割を担います。

このように、地域住民は地域の創意工夫の下で都市づくりに積極的に関わるとともに、行政

は都市づくりの情報を積極的に発信してこれまでの行政主導の都市づくりから転換を図り、多様な主体による自主的な取組みを支援し、協働する体制を確立することが重要と考えられます。

我が国ひいてはアジア・太平洋地域において、文化的かつ経済的に光り輝く特色ある地域を築き上げるためには、それぞれが役割を認識し、方向性を共有した上で、一体となって都市づくりを進めていかなければなりません。